平成30年9月19日（水曜日）

○出席議員（13名）

議長	恩道正博君					7番	藤井良信君					
1番	米田一香君					8番	北川悦子君					
2番	磯貝幸博君					9番	夷藤満君					
3番	七田満男君					10番	清水文雄君					
4番	太田臣宣君					11番	中川達君					
5番	生田勇人君					12番	南守雄君					
6番	川口正己君											

○説明のため出席した者

町長	川口克則君					町民福祉部保険年金課長	北野享君					
副町長	中山隆志君					町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長（保健センター担当）	橋本良君					
教育長	久下恭功君					町民福祉部福祉課長	上出勝浩君					
総務部長	長谷川徹君					町民福祉部環境安全課長	本郁夫君					
町民福祉部長	瀬戸博行君					都市整備部企画課長	松井賢志君					
町民福祉部担当部長（住民・子育て支援・環境担当）	上島恵美君					都市整備部地域振興課長	下村利郎君					
都市整備部長	田中義勝君					都市整備部都市建設課長	銭丸弘樹君					
都市整備部担当部長（企画・地域振興担当）	田中徹君					都市整備部都市建設課北部開発担当課長兼北部開発推進室長	上前浩和君					
教育委員会教育部長	上出功君					都市整備部上下水道課長	高橋均君					
消防本部消防長	水野博幸君					都市整備部上下水道課担当課長（水道担当）	山田卓矢君					
総務部総務課長	中川裕一君					会計管理者兼会計課長	若林優治君					
総務部財政課長	宮本義治君					教育委員会学校教育課長	堀川竜一君					
総務部税務課長	出嶋剛君					教育委員会生涯学習課長兼男女共同参画室長	助田有二君					
総務部税務課担当課長兼総合収納室長	神農孝夫君					教育委員会生涯学習課担当課長兼図書館長	中居洋人君					
町民福祉部住民課長	福島誠一君					消防本部消防次長兼消防課長	高道三春君					
町民福祉部子育て支援課長	髙平紀子君					消防本部消防署長	重島康人君					

○職務のため出席した事務局職員

事　務　局　長　棚田　　進君　　事務局書記　小坂　しおり君

事務局参事兼次長　東　　康弘君

○議事日程（第３号）

平成30年９月19日　　午後１時開議

日程第１

追加議案の上程

議案第56号　平成30年度内灘町一般会計補正予算（第３号）

議案第57号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第２

議案一括上程

議案第50号　平成30年度内灘町一般会計補正予算（第２号）から

議案第56号　平成30年度内灘町一般会計補正予算（第３号）まで及び

認定第１号　平成29年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第７号　平成29年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第３

議案第57号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

午後１時00分開議

○開　　議

○議長【恩道正博君】　皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長【恩道正博君】　本日の会議に説明のため出席をしている者は、９月４日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

次に、清水議員より、去る６月13日の討論の発言のうち、「議案第45号」を「議案第46号」に訂正したいため、発言訂正申出書が提出され、議長において許可したことをご報告いたします。

また、米田議員より、去る９月６日の一般質問の発言のうち、「主要地方道松任高松線」を「主要地方道松任宇ノ気線」に訂正したいため、発言訂正申出書が提出され、議長において許可したことをご報告いたします。

○会議時間の延長

○議長【恩道正博君】　本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

○追加議案の上程

○議長【恩道正博君】　日程第１、追加議案の上程を行います。

議案第 56 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第３号）及び議案第 57 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての２議案を議題といたします。

なお、追加提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第３号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

○提案理由の説明

○議長【恩道正博君】　町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長　川口克則君　登壇〕

○町長【川口克則君】　議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 56 号　平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出それぞれ２億 871 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 98 億 6,957 万 5,000 円とするほか、地方債の補正を計上するものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、農林水産業費で家畜排せつ物処理施設「河北潟ゆうきの里」の大規模改修事業に係る河北潟酪農組合に対する補助金を計上いたしました。また、歳入では、当該補助金に係る県支出金及び町債の追加を計上いたしました。

議案第 57 号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員の川辺由美氏が今月 30 日をもって任期満了を迎えるため、その後任として髙坂真由美氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げました。適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長【恩道正博君】　提案理由の説明は終わりました。

○質　　疑

○議長【恩道正博君】　これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。――質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議案の委員会付託

○議長【恩道正博君】　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 56 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第３号）は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】　ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は、議案付託表のとおり所管の総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○休　　憩

○議長【恩道正博君】　この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午後１時 05 分休憩

午後２時 15 分再開

○再　　開

○議長【恩道正博君】　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

○議案一括上程

○議長【恩道正博君】　日程第２、去る９月６日、各常任委員会並びに決算特別委員会に付託いたしました議案第 50 号平成 30 年度内

灘町一般会計補正予算（第２号）から議案第55号財産の取得について〔クレーン付資機材搬送車　１台〕まで及び先ほど総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案第 56 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第３号）並びに認定第１号平成29年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第７号平成 29 年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの 14 議案を一括して議題といたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○委員長報告

○議長【恩道正博君】　これより各常任委員会並びに決算特別委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

中川達総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長　中川達君　登壇〕

○総務産業建設常任委員長【中川達君】　平成30年内灘町議会９月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第50号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第２号）第１条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出２款総務費１項総務管理費、２項徴税費、６款農林水産業費１項農業費、８款土木費１項土木管理費、２項道路橋りょう費、９款消防費１項消防費、13款諸支出金２項基金費の各款項及び第２条地方債の補正については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第55号財産の取得について〔クレーン付資機材搬送車１台〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第56号平成30年度内灘町一般会計補正予算（第３号）第１条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出６款農林水産業費１項農業費の各款項及び第２条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成30年９月19日

総務産業建設常任委員会委員長　中川達

○議長【恩道正博君】　川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長　川口正己君　登壇〕

○文教福祉常任委員長【川口正己君】　平成30年内灘町議会９月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長並びに関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第50号平成30年度内灘町一般会計補正予算（第２号）第１条歳入歳出予算の補正中、歳出２款総務費７項交通安全対策費、３款民生費１項社会福祉費、２項児童福祉費、４款衛生費１項保健衛生費、10 款教育費１項教育総務費、２項小学校費、４項社会教育費、５項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第51号平成30年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第52号平成 30 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第１号）の２議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 54 号内灘町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成30年9月19日

文教福祉常任委員会委員長　川口正己

○議長【恩道正博君】　磯貝幸博決算特別委員長。

〔決算特別委員長　磯貝幸博君　登壇〕

○決算特別委員長【磯貝幸博君】　平成30年内灘町議会9月会議において、当決算特別委員会に付託されました議案第53号平成29年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び各会計決算認定について、議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の決算審査に当たり、委員各位には長時間にわたり慎重審議をしていただきましたことに対し、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

委員からは活発な質疑、質問が行われ、それらに対し説明並びに関係資料の提出を求め、了としたところであります。

この結果、議案第53号平成29年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とし、認定第1号平成29年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成29年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成29年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成29年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成29年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成29年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成29年度内灘町水道事業会計決算認定については、いずれも原案のとおり、認定することに決定いたしました。

なお、委員会審査の過程において出された意見の中から、本委員会として次の諸点について指摘をしておきたいと思います。

その1点目として、防災拠点施設を活用すべきということです。災害に強いまちづくりを推進する上で防災拠点施設での出前講座を開催すべきということであります。

2点目として、効率的な財政運営に取り組むべきということです。行財政改革も含め、経費の削減は継続して取り組むべきということであります。

3点目として、企業誘致を推進すべきということです。企業誘致に関しては、広く内灘町のＰＲを展開するとともに、積極的に誘致活動に取り組むべきということであります。

4点目として、観光施策の充実を図るべきということです。観光を通してまちの賑わいを創出するためにも、観光案内所の充実や道の駅構想も含め、観光施策を推進する専門部署の新設を考えるべきということであります。

5点目として、除雪体制の充実を図るべきということです。除雪機械のオペレーターを町内で広く調査及びリストアップし、雪害対策時の人員確保に努めるべきというものであります。

最後に6点目として、道路計画の進展を図るべきということです。アカシア向粟崎2号線や準幹10号線の道路用地を先行取得しているが、未買収用地があり、事業化に至らない状況が続いている。計画の見直しも含め、土地の有効利用を検討すべきということです。

以上、6点の指摘事項のほか、4項目の指摘事項も合わせまして、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

平成30年9月19日

決算特別委員会委員長　磯貝幸博

○議長【恩道正博君】　これをもって各委員長の報告を終わります。

○質疑の省略

○議長【恩道正博君】　なお、きのうまでに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いた

します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○討　　論

○議長【恩道正博君】　次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○表　　決

○議長【恩道正博君】　これより議案の採決に入ります。

採決に当たりまして、起立または挙手での採決に入らせていただきます。

まず、議案第 50 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】　次に、議案第 51 号平成 30 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第 52 号平成 30 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第１号）の２議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、議案第 51 号、議案第 52 号の２議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】　次に、議案第 53 号平成 29 年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】　次に、議案第 54 号内灘町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】　次に、議案第 55 号財産の取得について〔クレーン付資機材搬送車１台〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】　次に、議案第56号平成30年度内灘町一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】　次に、認定第１号平成29年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、認定第１号はこれを認定することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】　次に、認定第２号平成29年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第３号平成29年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定についての２決算を一括して採決いたします。

本決算２件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、認定第２号及び認定第３号の２決算はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【恩道正博君】　次に、認定第４号平成29年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第５号平成29年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第６号平成29年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての３決算を一括して採決いたします。

本決算３件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、認定第４号、認定第５号並びに認定第６号の３決算は、これを認定することに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】　次に、認定第７号平成29年度内灘町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、認定第７号はこれを認定することに決定いたしました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○議案の上程

○議長【恩道正博君】　日程第３、議案第57号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

○質疑・討論・委員会付託の省略

○議長【恩道正博君】　お諮りいたします。ただいま議題となっている案件は、人事に関する案件につき、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】　ご異議なしと認めます。よって、議案第57号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○表　　決

○議長【恩道正博君】　これにより議案の採決に入ります。

議案第 57 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立・挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】　起立全員であります。よって、議案第57号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長及び議会広報対策特別委員会委員の県外行政視察研修等への派遣

○議長【恩道正博君】　次に、議会広報対策特別委員会委員及び私、議長の県外行政視察研修等への派遣についてお諮りいたします。

来る９月 26 日から 28 日までの間、私、議長を河北郡市議長会視察研修のため青森県、岩手県及び秋田県方面へ、次に 10 月 11 日から 12 日までの間、私、議長を石川県町村議会議長会の県外行政産業視察のため新潟県へ、次に 10 月 31 から 11 月２日までの間、議会広報対策特別委員会委員と私、議長を議会広報先進地視察研修のため福岡県へ、最後に、11 月 21 日、私、議長を町村議会議長会全国大会に出席のため東京都へ、それぞれ派遣したいと思います。

なお、出張等細部取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】　ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

○閉議・散会

○議長【恩道正博君】　以上で今９月会議に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成 30 年内灘町議会９月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり、精力的に審査をいただきまして、大変ご苦労さまでした。

午後２時 40 分散会

地方自治法第 123 条第２項の規定により、
ここに署名する。
地方自治法第 123 条第２項の規定により、
ここに署名する。
議会議長

署名議員

署名議員